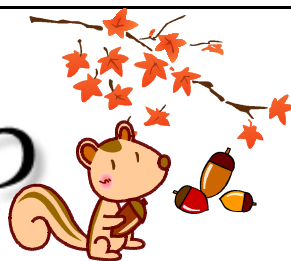


令和8年9月号

ほうきがわ



那須塩原警察署

☎0287-67-0110

金沢駐在所

☎0287-35-3027

秋の交通安全県民総ぐるみ運動

～マナーアップ!あなたが主役です～

1 期間

令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間

2 運動の重点

《歩行者》歩行者の安全確保と反射材用品の着用推進

《自転車》夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

《自転車》自転車・特定原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進



JIA共済・栃木県警署・宇都宮アートルスポーツ専門学校

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止をまもって、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



【生活道路における自動車の法定速度引き下げ】

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます

◎生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

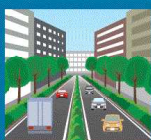
1

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2

道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4

自動車専用道路



※ 従前どおり、道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

※ 決められた速度の範囲であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考え、安全な速度で走りましょう。



詳しくはこちらをご覧ください



■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の

引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

生活道路における自動車の
法定速度が引き下げられます!!

60 km/h
↓
30 km/h

警察庁・都道府県警察